

第7章 罰 則

法では、次の違反行為に対して罰則規定を設けています。

1 50万円以下の罰金に処せられる場合（法第78条、第79条）

- 改善命令に違反して命令に係る措置を採らなかった者（法第42条違反）
- 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者がその法人又は人の業務に関して改善命令に違反したときは、その行為者及びその法人等（法第42条違反）→（章末＊「罰金」参照）

2 20万円以下の過料に処せられる場合（法第80条）

- 次に掲げるいずれかに該当する場合、法人の理事、監事又は清算人
 - (1) 組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき。（法第7条第1項違反）
 - (2) 法人設立又は合併のときに財産目録を作り、これを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。（法第14条違反）
 - (3) 役員の変更等をした場合で、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。（法第23条第1項違反）
 - (4) 定款変更（認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をした場合で、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。（法第25条第6項違反）
 - (5) 法第28条第1項又は第2項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等を全ての事務所に備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。（法第28条第1項又は第2項違反）
 - (6) 定款の変更に係る登記完了の提出を怠ったとき。（法第25条第7項違反）
 - (7) 毎事業年度1回の事業報告書等の所轄庁への提出を怠ったとき。（法第29条違反）
 - (8) 法人がその債務を完済することができなくなったにもかかわらず、理事が直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをしなかったとき。（法第31条の3第2項違反）
 - (9) 清算人が遅滞なく、債権者に対し、2か月以上の一定の期間内に債権の申出をすべき旨の公告をせず、又は不正の公告をしたとき。（法第31条の10第1項違反）
 - (10) 清算中に法人の財産がその債務の完済に不足することが明らかになったにもかかわらず、清算人が裁判所に直ちに破産手続開始の申立てをしなかったとき。（法第31条の12第1項違反）
 - (11) 清算人が、裁判所に手続開始の申立てをしたことを公告しなければならないのに、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。（法第31条の12第1項違反）
 - (12) 合併の認証があったとき、通知のあった日から2週間以内に作成し、全ての事務所に備え置かなければならない貸借対照表及び財産目録を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。（法第35条第1項違反）
 - (13) 合併の認証があったとき、通知のあった日から2週間以内に、債権者に対し、合併に異議があれば2か月以上の一定の期間内に述べるべきことを公告せず、あるいは、判明している債権者に対して各別にこれを催告しなかったとき。（法第35条第2項違反）

- (14) 合併について債権者が異議を述べた場合に、法人が弁済をせず、若しくは相当の担保を供せず、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなかったとき。（法第36条第2項違反）
- (15) 第41条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。（法第41条第1項違反）
→（章末*「過料」参照）

3 10万円以下の過料に処せられる場合（法第81条）

- その名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた特定非営利活動法人以外の者（法第4条違反）→（章末*「過料」参照）

（参考）

*「罰金」とは

国が個人や法人に科する【刑罰】の一種で、行為者から強制的に財産（金銭）を徴収するものです。罰金の額は、現行刑法では1万円以上と定められています。

なお、同種の【刑罰】に「科料」（かりょう・とがりょう）がありますが、こちらは罰金より小額（現行刑法では1000円以上1万円未満）です。

*「過料」（かりょう・あやまちりょう）とは

金銭を徴収する【制裁】の一つですが、刑罰である罰金や科料とは異なり、いわゆる行政罰といわれるものです。

なお、読み方が【刑罰】である科料と同じ「かりょう」であるため、科料を「とがりょう」、過料を「あやまちりょう」と呼び分けることがあります。